

入札心得

(秋田公立美術大学附属高等学校)

(入札の基本的事項)

- 1 入札参加者は、地方自治法、秋田市財務規則その他関係法令および設計書、仕様書、図面その他契約締結に必要な条件を承諾の上、入札してください。

(入札の参加および辞退)

- 2 入札参加者は、指定した時刻および場所に出席してください。入札時刻に遅れた場合は辞退とみなしますので、時間を厳守してください。入札を辞退する場合は、入札の執行前には別紙様式「入札参加辞退届」を、入札執行中には「入札参加辞退届」又はその旨を明記した入札書を開札までに、入札執行担当者に提出してください。

なお、入札を辞退した場合でも、これを理由に以後の指名等について何ら不利益な取扱いを受けることはありません。

(公正な入札の確保)

- 3 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

(入札の方法)

- 4 入札参加者は、「入札書」を当該入札案件名等を記載した封筒に入れ、指示された場所に提出してください。入札書その他提出書類には、ボールペン・インク等消えないもので記入してください。なお、代理人による入札のときは、代表者からの「委任状」を提出してください。

(消費税および地方消費税に伴う入札金額の記載方法)

- 5 入札書には、消費税および地方消費税相当額を加算しない金額（消費税課税事業者、免税事業者を問いません。）を記載してください。なお、落札金額および契約金額は、入札金額に消費税および地方消費税相当額（入札金額の100分の10）を加算した金額（加算金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）となります。

(入札書の金額の数字および記載事項の訂正)

- 6 入札書に記載する数字は、アラビア数字を用い、数字の前には¥（円記号）を記入してください。

【例】 ¥ 1 2 3 , 0 0 0

なお、記載事項を訂正するときは、誤字に2線を引き、上部に正書し、欄外にその旨を明記し、押印してください。ただし、金額の訂正は認められません。

(入札書の引換え等の禁止)

7 提出された入札書は、引換え又は変更若しくは取消しをすることはできません。

(入札の中止等)

8 次の各号の一に該当する場合は、入札の執行を延期し、停止し、又は中止することがあります。

- (1) 入札の公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために協定した者があると認めるとき。
- (2) 1 回目の入札において、参加者が 1 名であるとき。
- (3) その他市長が必要と認めるとき。

(入札の無効)

9 次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札
- (3) 同一の入札について 2 以上の入札をした者の入札
- (4) 同一の入札について 2 人以上の入札参加者の代理人となった者のした入札
- (5) 同一の入札について他の入札参加者の代理人となった者のした入札
- (6) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札
- (7) 入札者の記名押印のない入札若しくは金額その他記載事項が脱落し、若しくは不明りょうで確認出来ない入札又は金額を訂正した入札
- (8) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

(開札)

10 開札は、入札の終了後、直ちに当該入札場所において行います。この場合、入札参加者は開札に立ち会わなければなりません。

(落札者の決定)

11 予定価格の制限の範囲内で、最低の入札をもって入札した者を落札者とします。ただし、最低制限価格が設定されている入札においては、最低制限価格を下回る価格による申込みが行われた場合は、当該申込みをした者を落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とします。

(同価格の入札者が 2 人以上ある場合の落札者の決定)

12 落札者となるべき同価格の入札者が 2 人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定します。この場合において、当該入札者はくじを辞退することはできません。

(再度の入札)

13 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を行います。

(入札回数)

14 入札回数は、2回を限度とします。

なお、最終入札の結果、最低価格と予定価格との間に相当の差があり、入札執行者が随意契約が不相当と判断したときは、指名替えを行うことがあります。

(再度の入札に参加できない者)

15 第9項第1号から第6号までの規定により無効とされた入札をした者は、再度の入札に参加することができません。

(契約書の提出)

16 落札者は、落札の申し渡しを受けたときは、その日から7日以内に契約書に記名押印のうえ提出してください。ただし、やむを得ない理由があると市長が認める場合には、その期限を延長することがあります。

(落札の無効)

17 落札者が、前項の期間内に記名押印した契約書を市に提出しないときは、その落札は無効とします。

(保証人)

18 落札者は、契約の締結に際し、契約保証金を納付してください。なお、契約保証金の納付に代えて当該契約の履行を保証する保証人を立てることができます。ただし、市長が特に必要がないと認める場合は、保証人は必要ありません。

19 前項の保証人は、落札者と同等以上の資力、資格および業務施行能力を有する者で、入札参加業者以外の業者としてください。ただし、入札参加業者以外に保証人となることができる業者がないときは、この限りではありません。

(異議の申し立て)

20 入札者は、入札後この心得その他の入札条件の不知又はその条件の内容の不明を理由として、異議を申し立てることができません。

入札保証金の取扱いに係る説明書

(件名 秋田公立美術大学附属高等学院教育用パソコン等納入設置および賃貸借)

(秋田公立美術大学附属高等学院)

1 入札保証

秋田市財務規則第 109 条の規定により、入札公告において、入札保証を求められた入札に参加する事業者（以下「入札参加者」という。）は、消費税法に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、入札書に記載する金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額の 100 分の 5 以上の入札保証金の納付又は(1)に掲げる入札保証金の納付に代わる担保の提供をしなければならない。

ただし、(2)のいずれかの事由に該当する場合は、これを免除する。

(1) 入札保証金の納付に代わる担保

ア 国債又は地方債

イ 特別の法律により法人の発行する債券および市長が確実と認める社債券

ウ 銀行又は市長が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証もしくは裏書をした手形

エ 銀行又は市長が確実と認める金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手（自社振り出しの小切手は不可）

オ 銀行又は市長が確実と認める金融機関に対する定期預金債権

カ 銀行又は市長が確実と認める金融機関の保証

キ インターネット公有財産売却システムを管理する事業者の保証

(2) 入札保証金の納付を免除する事由

ア 入札参加者が保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 入札参加者が過去 2 年間に市、国(特殊法人等を含む。)又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

2 入札保証金

入札保証金は、入札書に記載する金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額の 100 分の 5 以上の金額（1 円未満切り上げ）

3 入札保証金の免除について

1 (2)のいずれかに該当し、免除を希望する入札参加者は、「入札保証金免除申請書」（入保様式 1）を記入し、必要書類を添付の上、入札参加申込書と一緒に当校に提出すること。審査の上、結果を通知する。

4 入札保証金の納付又は入札保証金の納付に代わる担保の提供の方法

入札参加者は、入札保証金の納付又は入札保証金の納付に代わる担保の提供を次のいずれかの方法により行うこと。

(1) 入札保証金を現金で納付する場合

入札参加者は、事前に当校に電話連絡の上「入札保証金納付書兼領収書発行依頼書」（入保様式2）を提出し、入札保証金の納付書の発行を受け金融機関で納付すること。

納付後、入札開始30分前までに、納付済の領収書を当校に提出すること。

(2) 入札保証金の納付に代わる担保の提供による場合

入札参加者は、事前に当校に電話連絡の上、有価証券等と必要事項を記載した「入札保証金の納付に代わる担保の提供」（入保様式3）を入札開始30分前までに、当校に提出し、「入札保証金の納付に代わる担保の預かり書」を受領すること。

5 入札保証金の未納等又は入札保証に係る書類の不備による入札の無効

入札保証に関し、次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札保証金の納付又は入札保証金の納付に代わる担保の提供がないもの（入札保証金が免除されている場合を除く。）

(2) 入札保証金の金額又は入札保証金の納付に代わる担保の金額が規定の額に不足するもの

6 入札保証金又は入札保証金の納付に代わる担保の返還

入札保証金又は入札保証金の納付に代わる担保は落札者の決定後、次の方法により返還する。ただし、落札者は入札保証金を契約保証金に振り替えることができるため落札後に当校と協議する。

(1) 入札保証金を現金で納付した場合

入札参加者は必要事項を記載した「入札保証金払出請求書」（入保様式4）を当校に提出する。なお、振込まではおおよそ2週間程度要する。

(2) 入札保証金の納付に代わる担保の提供による場合

入札参加者は有価証券等を提出した際に受領した「入札保証金の納付に代わる担保の預かり書」に必要事項を記載し、当校へ提出し、これと引き換えに、有価証券等を受領する。

7 落札者が契約を締結しない場合の取扱い

落札者が契約を締結しない場合、入札保証金又は入札保証金の納付に代わる担保は返還しない。入札保証保険の締結又は金融機関等との間に入札保証がなされているときは、その定めに従って保険金又は保証金を請求する。

8 費用の負担

入札保証金又は入札保証金の納付に代わる担保の提供に必要な費用は、入札参加者の負担とする。

9 その他

(1) 収入印紙（200円）が必要となる場合は、忘れずに貼付すること。

(2) 還付（返還）までの期間の利息は付さないものとする。